

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案新旧対照条文

○ 財務省設置法（平成十二年法律第九十五号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 財務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 防衛力強化資金の管理に関すること。</p> <p>五～六十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 財務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五～六十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>